

今後の検討体制(抄)

2. 分科会の在り方

ア 総会、小委員会、専門部会、分科会の基本的な役割については、次のとおりである。

- ① 総会…中医協の最終的な意思決定
- ② 小委員会…特定の事項についてあらかじめ意見調整を行うため、中医協に設置(支払側委員と診療側委員は同数)
- ③ 専門部会…特に専門的な事項の調査審議を行うため、中医協に設置(支払側委員と診療側委員は同数)
- ④ 分科会…中医協は、診療報酬上の技術的課題について調査審議する必要があるときに、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関して専門的な調査及び検討を行う「分科会」から意見を聴くことができる(医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成)

イ 現在の分科会(DPC 評価分科会、医療技術評価分科会、医療機関のコスト調査分科会、医療機関等における消費税負担に関する分科会、入院医療等の調査・評価分科会)については、別紙1～5のような委員構成である。医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成されているが、消費税分科会については、支払側委員と診療側委員が6名ずつ(うち中医協委員6名)となっている。

ウ また、分科会は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関して専門的な調査及び検討を行うものであるが、平成26年度改定においては、

- ① 入院分科会は、入院医療に関して、報告書の取りまとめ等を通じて、一定程度、事前の意見調整の役割も担ってきた。
- ② 消費税分科会については、支払側委員と診療側委員が6名ずつ(うち中医協委員6名)となっており、消費税率8%への引上げ時の対応に関して、総会での議論に先立って、事前に意見調整を行う役割も担ってきた。

エ 次期診療報酬改定においては、1. ア(イ)①のとおり、基本問題小委で「改定の原案」を議論した上で、当該原案を総会で議論することとしており、基本問題小委が事前の意見調整の役割を担うこととなる。

オ このため、入院分科会は、事前の意見調整の役割よりも、技術的課題に関して専門的な調査及び検討を行うという本来の分科会の役割を担うこととしてはどうか。

カ 消費税分科会は、今回の改定の経緯等を十分に踏まえて消費税率10%への引上げ時の対応を検討する必要があることから、分科会ではあるものの、例外的に、支払側と診療側の中医協委員が入っている現在の委員構成を活かして、調査及び検討とともに、事前の意見調整の役割も担うこととし、消費税分科会で議論した上で、基本問題小委でなく、総会で議論することとしてはどうか。また、その際、中医協の公益委員も消費税分科会の委員となっていたこととしてはどうか。

キ 分科会における具体的な検討事項、検討スケジュールについては、検討体制の議論を行った後、答申附帯意見を踏まえ、基本問題小委で議論を行った上で、総会に諮ることとしてはどうか。